



(2019年12月26日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第10回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年（令和元年）12月25日（水）、第10回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。

I. 議題

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理について

II. 概要

- ✓ これまで同部会において行われた議論に関し、『概ね方向性が一致したものと、引き続き議論を要するものがあつたが、設定した検討課題について議論が一巡した』として、整理（案）がとりまとめられ、事務局からの説明の後、各委員より意見が述べられました。
- ✓ 同部会での議論は多岐に渡りましたが、整理（案）中『VI 結びに』において、企業年金・個人年金の見直しに向けた“結論を得ることができた内容”と“引き続きの検討課題”という形で具体的な内容が示されております。
- ✓ 各委員からは主に検討課題に対して意見が述べられましたが、整理を評価する発言は多く、当案の内容で今後の見直しを進めることについて了承されました。
- ✓ これを踏まえ、事務局より、今回の整理をもとに2020年3月に向け法案化をすすめ、次期通常国会への提出を目指すとの説明がありました。

III. 結論を得ることができた内容について

- ① 中小企業向け制度については、先の改正で導入された簡易型DCやiDeCoプラスの対象範囲の拡大
- ② iDeCoについては、先の改正で加入可能範囲が拡大されたものの、企業型DC加入者にとっては事実上加入できなかった要件の緩和、加入者ごとにマッチング拠出との選択の容認、脱退一時金の改善
- ③ ポータビリティについては、一部残っていた点への対応
- ④ リスク対応掛金については、財政悪化リスク相当額の特別算定方法に係る手続の合理化
- ⑤ ガバナンスの確保については、多くが運用上・行政指導上の取組だったが、権利義務に関わる点については法令で規定することを基本的な方針とすること
- ⑥ 加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
- ⑦ iDeCoの加入申込み等のオンライン化等

(委員からの主な意見)

- 加入者資格について、パートタイム・有期雇用労働法が成立することもあり、同一労働同一賃金ガイドラインの基本的な考え方を踏まえた取扱いがなされるべきであり、その旨をDBとDCの法令解釈通知においても明記し、周知をお願いしたい。
- 加入者への情報開示・分かりやすい説明は、ガバナンスを確保する上で欠かせないものであり、重要なポイントである。
- 中小企業向けには、様々な分野・業種における働き方の多様化に合わせ、一人一人が老後の所得確保に自覚的になれる制度となるよう引き続き検討すべき。

IV. 引き続きの検討課題について

- ① 拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方について
- ② リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続、定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続、支払保証制度及び年金パイアウトについて
- ③ マイナンバーの活用、電子化の一層の推進等、手続面の利便性の向上について
- ④ 制度の見直しのほか、制度の普及に向けた広報・教育の充実について
- ⑤ 今回の加入可能要件の見直しにより、厚生年金の適用拡大などの公的年金のテーマとも連動することから、社会保障審議会年金部会とより緊密に連携した議論が必要

(委員からの主な意見)

<DB関連>

- DBの拠出限度額設定については、「DB制度への影響が大きいため、掛金そのものについて限度額設定をすることには反対」との意見がある一方で、「影響の大きさは具体的な拠出額によるものと思われ、ロジックを示しながら、海外の事例を参考にしつつ、検討していくべき」との意見もあり。
- 定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たって個別同意等の手続き要件が現状必要であり、給付減額というものを再定義すべき。
- リスク分担型企業年金や定年延長に伴う給付設計の見直し等については、労働条件の変更に関わるものであり、引き続き丁寧な議論をお願いしたい。

<DC関連>

- マッチングの自由化については、引続き検討事項として挙げてもらいたい。
- 今般あまり議論ができなかった、DCにおける投資教育の効果測定等も次回以降議論を進めていきたい。

<その他>

- 穴埋め型の拠出限度額設定については、十分な時間をとって慎重に検討すべき。
- より年金制度を自由に組み合わせられるようにするため、マイナンバーの活用を推進すべき。また、手続き面については簡素で分かりやすいことが重要。
- 公的年金制度の拡大が年金部会で議論されていることから、年金部会、企業年金・個人年金部会間での連携を強めていくべき。
- 年金制度の公平性を重視するあまり複雑性が増し、制度普及を阻害しないよう、分かりやすく簡素な制度であることが重要。

- DBは退職給付制度由来という伝統があり、実施意欲を削ぐような改革は避けないとはいけな
い。一方で、国民が公平と思える年金制度を今後も検討すべき。

V. 今後について

- 次回の企業年金・個人年金部会の開催日程については、各委員のスケジュールを調整のう
え事務局より連絡する旨説明がありました。
- なお、今回の整理（案）は、委員の了承が得られたことから、部会終了後、記載内容を変
えずに確定版として厚労省HPに掲載されております。

VI. 資料等

- 配布資料等 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08642.html
- 議論の整理（確定版） : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08681.html

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081